

東海3県「食×農」応援基金 募集要項

2025年10月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

日本における食料自給率は年々低下傾向にあり、40%前後（カロリーベース）と主要先進国のなかでも最低の水準であることが知られています。また、農業人口の減少や高齢化、耕作放棄地の拡大といった課題が進行し、さらに、自然災害や国際情勢による輸入依存へのリスクが高まっており、地域レベルでの食料確保・自給自足体制の構築が急務となっています。地域における農業活動や自給自足の取り組みを支援することで、持続可能な食料生産体制の確立、環境保全、食文化の継承、地域活性化を目的とします。

助成額

※補助率等の制限はありません。1団体（農家）の応募は1件までです。

非営利法人：1件あたり50万円以内

農家（個人／グループ）：1件あたり30万円以内

助成総額

500万円程度

募集期間

2025年11月4日（火）～2026年1月9日（金）（※WEB申請 17：00締切）

助成対象

（1）助成対象事業 **東海3県内**※において実施される事業または活動で、以下の要件を全て満たしていること

① 地域の食と農業の活性化のために行われる(1)から(4)のいずれかの活動であること

(1) 自給自足・地産地消の普及（耕作放棄地・遊休農地再生、就農・技術支援、農業体験、食農教育など）

(2) 農福連携

(3) 特産品・地域ブランドの開発、広報活動

(4) その他上記目的を達成しようとする活動

② 応募者自らが企画・主催・活動するものであること

※東海3県…愛知県・岐阜県・三重県

（2）助成対象者 **東海3県内**に活動拠点を有する非営利法人^{※1}または農家^{※2}

※1 応募時点で1年以上の活動実績があること

※2 認定農業者制度で認定された東海3県内の認定農業者（個人でもグループでも応募可能です。グループで応募する場合は、他のメンバーが認定農業者でなくても構いません。）

※株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体・個人は該当しません。

（3）助成対象期間 2026年4月1日～2027年3月31日

（4）対象経費 助成金の用途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

※常勤スタッフの人件費等の経常的経費は対象となりません。

応募方法

応募フォーム（ <https://form.run/@oubo-syokunou> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）※当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロード
- ② 【非営利法人のみ】定款
- ③ 【非営利法人のみ】前年度（2024年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- ④ 【非営利法人のみ】履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内・コピー可）
- ⑤ 【農家のみ】認定農業者制度における認定証の写し
- ⑥ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- ⑦ 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び結果通知

（1）選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

（2）結果通知

2026年3月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 東海3県「食×農」応援基金による助成事業」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 募集要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階

公益財団法人公益推進協会 東海 3 県「食×農」応援基金担当

TEL 03-5425-4201 問い合わせ対応時間：平日 10:00～17:00

E-mail: info@kosuikyo.com (件名は「【問合せ】東海 3 県「食×農」応援基金_団体名」としてください)

